

目黒区児童・生徒の情報端末等*の使用に関する指針

情報化の絶え間ない進展により、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの機器・サービスの利用が急速に拡大し、使い方によっては生命に関わるような事件・事故に子どもたちが巻き込まれるケースも見られます。

目黒区教育委員会では、児童・生徒が情報端末等を安全に利用するためには、学校と家庭が連携してそれぞれの役割を果たす必要があると考えています。

本指針には、児童・生徒が情報端末等を利用する際の危険を回避するための学校と家庭での取組について具体的に示しています。

本指針のねらい

- (1) 情報端末等の情報通信機器に係る危険から児童・生徒を守り、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないようにするための教育及び啓発活動の推進に関し、関係者(教員及び保護者)の取組を具体的に示すものです。
- (2) 児童・生徒に対する教育及び啓発活動に当たっては、発達段階に応じて情報を適切に収集、判断、処理する能力や自他を尊重して情報を発信する態度などを身に付けさせることを基本に取り組みます。

学校における取組

学校は、保護者の理解と協力の下、児童・生徒に情報端末等を利用する際の危険性を十分に認識した上で、次のような対策に取り組みます。

- (1) 情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けるための教育を推進します。特にコミュニティサイト(SNS、プロフ、ゲームサイト等)や無料通話アプリ*の利用に潜む危険性について十分認識を深めるとともに、インターネット上のいじめや誹謗・中傷、個人情報の書き込み等により、被害者及び加害者にならないための指導の充実を図ります。様々なトラブル事例(スマートフォン、Wi-Fi、無料通話アプリなど)を踏まえ、情報モラル教育を行います。
- (2) 情報環境の変化を踏まえ、情報を正しく読み解く力や情報モラル、利用にあたってのマナー等、情報活用能力を身に付けるための教育について各教科・領域を通して推進します。また、「SNS学校ルール」を策定、見直しするとともに、「SNS東京ノート」を活用するなどして児童・生徒自らが「SNS家庭ルール」を作り、守るように指導します。さらに、「学習用情報端末を持ち帰る際のルール」の徹底を図るよう児童・生徒に指導します。
- (3) 保護者に対し、フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービス、アクセス制限カスタマイズ*などの利用や「SNS家庭ルール」を決めること等を促すとともに、トラブルの事例や健康への悪影響について情報提供し、管理意識を高めるための啓発活動を行います。
- (4) 児童・生徒が困ったときに、近くの大人に相談できるよう、日頃から児童・生徒と教職員との良好な関係づくりに努め、校内で相談しやすい環境づくりを図ります。また、様々な相談機関があることを児童・生徒・保護者に情報発信します。

*情報端末等…学習用情報端末、携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機等インターネットに接続可能な情報通信機器のこと。

*無料通話アプリ…アプリをスマートフォンなどにインストールし、インターネット回線を使って通話するIP電話の一種。通話に加え、個人同士やグループ内でメッセージを交換できる機能もある。また、アプリとは、正式にはアプリケーションと呼ばれ、ゲームやメール・音楽プレイヤーなど、OS上で動くソフトウェアのこと。

*アクセス制限…アクセス制限されるサイトやカテゴリの一部、制限する時間帯について、保護者の方の設定により、変更することができるサービスのこと。

家庭における取組

児童・生徒が情報端末等を使用する際に、保護者がその利便性と危険性を十分に認識するとともに、次のような取組を進めてください。

- (1) 児童・生徒の発達段階に応じて、適切な利用環境を設定する。
【適切な利用環境を設定するための方法や対応の例】※学習用情報端末は適切な利用環境に設定しています。
ア 必要のない機能を制限する。
イ フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービス、アクセス制限カスタマイズ等を活用する。
ウ 機能の設定や変更には必ず保護者が関与し、判断をする。
- (2) 児童・生徒の情報端末等の利用目的、利用時間、利用場所等について、家庭内でルールをつくり、守るように指導する。
- (3) 児童・生徒に情報端末等を利用させるに当たっては、公共ルール*やマナーを守るよう指導する。

*公共ルール…情報端末等を利用する適切な場所、利用の仕方等

家庭内でのルールづくりのポイント

- (1) 保護者は、情報端末等の危険性を子どもとともに理解し、ルールの必要性を考える。
 - (2) 保護者は、子どもが納得できる理由を提示し、話し合いながらルールを決める。
(子ども自身にルールを「宣言」させる)
 - (3) 保護者は、ルールが守られているか、定期的に確認する。
- 例) 【使い方のルール】
- 食事中は使わない。
 - ダウンロードの際は、必ず保護者に許可を取る。
 - メッセージを送信する際は、事前に送信先や内容を必ず見直し、個人情報等は絶対に書かない。
 - 定期的にフィルタリング・アクセス制限の設定やメール等の内容を保護者に見せる。
※青少年の使用する端末にフィルタリングを設定することは保護者の責務です。(青少年インターネット環境整備法第6条)
 - 不適切なサイトにアクセスしない。
 - インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない。
 - 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したり、拡散させたりしない。
 - 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)や他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることをインターネット上に書き込むなどの行為はしない。
 - 落としたり、ぬらしたりしないように注意する。

主に学習用情報端末に関わること

- 学習用情報端末・アカウント(I D)・パスワードを適切に取り扱う。
- 学習用情報端末は学習に関係のない目的では使わない。
- 充電は学校が定めたルール以外の方法を行わない。
- アプリケーションの追加/削除、設定の変更は、学校の指示に沿って行う。

【時間のルール】

- 夜(☆) 時を過ぎたら使わない。☆目安として、小学生は21時、中学生は22時とする。
- 使用時間は、1日(★) 分まで。★学校の課題等で学習用情報端末を使用する時間は含めない。

【場所のルール】

- 浴室やトイレ等には持ち込まず、家庭内であらかじめ決めた場所(◆) で使用する。
◆は保護者の方と話し合って決める。

【健康面への配慮】

- 良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と情報端末等の画面との距離を30cm以上離す。(目と画面の距離は長ければ長い方が良い)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないように、20分に1回は、20秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める。
- 学習用情報端末を見続ける一度の学習活動が長くないようにする。
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する。
- 就寝1時間前からは利用を控える。

【その他】

- 「SNS家庭ルール」を身近な所に掲示し、常に意識する。
- SNSやインターネット上で知り合った人と会う約束はしない。
- 困ったときは、保護者や相談窓口に相談する。

参照資料

※「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月12日文科科学省初等中等教育局長通知)

※「学習者用端末の適正な使用の指導の強化について」(令和3年9月17日東京都教育庁指導部指導企画課長通知)

<参考資料>

1 「令和2年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書（概要版）」
（東京都教育委員会）

通信系機器の利用状況割合（複数回答可）（単位：％）

学校種	調査対象	携帯電話	スマートフォン	端末タブレット	パソコン	ゲーム機	プレイヤー 携帯型音楽	無回答
小学校	児童	11.2	60.3	54.3	36.3	57.7	5.4	2.4
	保護者	27.0	61.3	61.0	31.7	73.5	5.0	2.6
中学校	生徒	2.7	86.2	46.3	43.3	47.1	5.2	0.9
	保護者	8.1	85.1	51.7	43.1	67.2	12.5	0.7

・小学校は児童で「スマートフォン」が、保護者で「ゲーム機」が最も高い。中学校は生徒・保護者ともに「スマートフォン」が最も高くなっている。

2 「令和元年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査報告書」
（東京都教育委員会）

携帯等視聴時間（目黒区立小・中学校の結果）（単位：％）

学年	男子				女子			
	1時間未満	1-2時間	2-3時間	3時間以上	1時間未満	1-2時間	2-3時間	3時間以上
都小1	73.8	18.8	5.4	2.0	81.9	13.7	3.3	1.0
区小1	82.8	13.7	2.6	0.9	87.2	11.2	1.4	0.2
都小2	68.6	22.3	6.5	2.7	79.6	15.2	3.9	1.3
区小2	78.6	16.7	3.6	1.0	85.5	11.5	2.4	0.5
都小3	57.5	24.6	9.8	8.1	73.0	17.7	5.7	3.5
区小3	66.0	21.1	8.2	4.7	80.5	13.4	3.9	2.2
都小4	49.1	25.6	12.3	13.0	65.6	21.0	7.6	5.8
区小4	52.6	24.8	12.1	10.6	70.8	18.9	6.0	4.3
都小5	41.8	27.1	14.7	16.3	56.5	24.0	10.6	8.9
区小5	50.7	26.4	12.7	10.3	63.8	23.5	6.4	6.3
都小6	38.3	27.6	15.9	18.2	49.0	25.6	12.8	12.6
区小6	49.9	25.2	13.3	11.6	56.8	22.6	11.8	8.8
都中1	24.3	32.7	21.4	21.6	27.5	32.0	20.5	20.0
区中1	23.6	33.3	21.3	21.8	28.0	35.2	19.2	17.6
都中2	18.1	30.6	24.7	26.6	21.2	30.0	23.2	25.6
区中2	17.7	32.7	23.1	26.5	20.2	34.2	17.4	28.3
都中3	17.4	31.4	25.1	26.2	20.4	31.3	24.0	24.3
区中3	21.6	30.9	23.4	24.1	21.1	33.2	22.4	23.4

・学年が上がるにつれて視聴時間が増加している。
・小学生は、都と比べると2時間以上の視聴時間は全体的にほぼ下回っている。中学生は、都と同等又は下回っているが、長時間の視聴傾向がある。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

第6条（保護者の責務）

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第12条（関係者の努力義務）

青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

4 ホームページから得られる各種資料

(1) 文部科学省 (<http://www.mext.go.jp/>)

- ・リーフレット「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～1日中、スマホやネットばかりになっていない？～」
- ・リーフレット「タブレットを使うときの5つのやくそく（児童用）」
- ・リーフレット「タブレットを使うときの5つの約束（生徒用）」
- ・リーフレット「- 1人1台端末の時代となりました - ご家庭で気をつけていただきたいこと（保護者用）」
- ・パンフレット「話し合っていますか？家庭のルール～安全で安心なインターネット利用のために～」

(2) 東京都民安全推進本部 (<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/>)

- ・パンフレット「ネット・スマホのとらのまき（小学校高学年用）」
- ・パンフレット「ネットの危険知ってる??～ネットトラブルに気を付けて！（中学生用）」
- ・パンフレット「家庭で見守る子供のネット・スマホ利用（保護者用）」

相談窓口

- | | |
|--|--------------|
| ①東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール） | |
| こたエールは、メールやLINEでも相談を受け付けています。 | 0120-1-78302 |
| ②東京都いじめ相談ホットライン（24時間） | 0120-53-8288 |
| ③目黒区消費生活センター（相談専用電話） | 03-3711-1140 |
| 消費生活センターは、契約上のトラブルなど消費生活全般について困ったときの相談を受け付けています。 | |
| ④警察相談専用電話 | #9110 |
| ⑤子どもの人権110番（法務局、地方法務局） | 0120-007-110 |